

社会福祉法人昭徳会

駒方寮

(児童養護施設)

社会的養護関係施設第三者評価結果報告書

2019年10月

特定非営利活動法人 福祉経営ネットワーク

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人福祉経営ネットワーク

②評価調査者研修修了番号

SK2019009・SK2019011

③施設の情報

名称：駒方寮	種別：児童養護施設	
代表者氏名：濱田 光男	定員（利用人数）：	51名
所在地：愛知県名古屋市昭和区花見通二丁目4番地の1		
TEL：052-831-5173	ホームページ： http://www.syoutokukai.or.jp/komagataryo/	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和11年6月1日 *駒方寮と命名		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 昭徳会		
職員数	常勤職員： 29名	非常勤職員 2名
有資格 職員数	社会福祉士 6名	保育士 8名
	臨床心理士 1名	管理栄養士（栄養士） 0名（2名）
	調理師 4名	介護支援専門員 1名
	介護福祉士 1名	
施設・設備の概要	（土地）自己所有地：2,080,70㎡	
	（建物）建築年月日：平成22年10月25日 2,116,19㎡	
	（居室数）	（設備等）
	居室・設備等	定員・面積等
	居室（寝室）	25室/259.99㎡
	観察室	1室/6.23㎡
	診察室	1室/17.82㎡
	調理室	1室/34.36㎡
	集会学習室	1室/114.31㎡
	浴室	7室/78.87㎡
	便所	13室/81.48㎡
	相談室	1室/12.201㎡
受水槽	1基/1.000㎡	

④理念・基本方針

(1) 理念

「幸福（しあわせ）」

(2) 基本方針

1. ひとりひとりに、思いやりの心を持って接します。
2. ひとりひとりを尊重し、その人にあった支援・援助をします。
3. ひとりひとりを大切に、まごころを持って接します。
4. 私たちは、全ての人の幸福を目指し、たゆみなく援助技術の向上に努めます。
5. 私たちは、お互いに助け合い、よりよい生活ができるよう努めます。

⑤施設の特徴的な取組

(共 通)

- ユニット単位（中舎制）で生活を行う。
- 年間を通じスポーツ活動を通じた心身の向上を図る。
(ソフトボール・野球・フットサル 等)
- 安定した施設運営や職員の資質向上に着目した委員会・担当を設置。
(危機管理・防災・性教育・両立支援 / 広報・美化)
- 自己肯定感を高めるため、「1日1善活動」を実践。(毎月1回報告・掲示)
- “暴力”“暴言”に対しては、「絶対にダメ」という姿勢で対応する。
- 退所後のアフターケアを担当する、“自立支援担当職員”を配置する。

(幼児部)

- 小規模グループケア（1ユニット6名以下）の導入
 - SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）・アンガーマネジメントの定期的な実施
- ##### (学童部)
- 平日を中心に宿題以外の学習支援（寮で提供するワーク）に加え、ボランティアによる個別の学習指導を行っている。
 - 生活経験を重ねるため、子どもとの食材購入に加え、週末（土日）はユニット内調理（三食）を行うことで食育支援に努める
 - 心理職が生活ユニットに入りながら子ども達の支援を行うとともに、職員への助言等を行っている。

(ドミトリー)

- 家庭的な養育環境での生活
- 平日を中心に宿題以外の学習支援（寮で提供するワーク）に加え、ボランティアによる個別の学習指導を行っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	2019年5月15日（契約日） ～ 2019年10月24日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	2017年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

○「週末に食材の買い出しや調理を子どもと職員が一緒にしたり、ゴミの分別方法を伝える等、食育から生活体験までを意識した支援に努めている」

各ユニットには、アイランド型やカウンター型のキッチンが設置されており、調理室で下ごしらえをした食材を、職員がユニットのキッチンで温めや盛り付けをして提供している。幼児のユニットでは、食事時に使われている食材や料理名を紹介したり、児童のユニットでは、季節のイベント時にお菓子作りを楽しむ等、食事や調理に興味を持てるよう努めている。さらに、週末は3食を職員がユニットで調理をしているため、子どもと買い物に出かけ、食材の購入を通じて買い物の仕方を伝えている他、料理や配膳を子どもと一緒にしている。さらに、職員が生活モデルになり、調理後のゴミの分別やゴミ捨ての方法を子どもに教えることで、社会のルールを学ぶ機会を創出する等、食育から生活経験までを意識した支援に努めている。

○「子どもの自己肯定感を高めるために一日一善箱を導入している他、学習支援と進路指導についても将来の自立に向けてモチベーションを高めることができるように取り組んでいる」

施設では、子どもが認められる、褒められる機会を増やして自己肯定感を高めることを目指し、一日一善箱を設置して子どもの善い行動を職員等がメモ書きで投函・蓄積し、その内容を掲示する活動が続いている。また、学習支援と進路指導についても担当職員を中心に取り組むことにより、学校に通うことの重要性を子ども自身が理解し、将来の自立に向けてモチベーションを高めることができるよう努めている。結果として不登校ゼロの状況が続いている他、進路指導についても、通信制高校も含めて子どもの最善の利益の観点から、幅広い選択肢のもとで実施している。

◇改善を求められる点

●「支援の根幹となる手順書作成に取り組み、施設が目指している養育や支援の目的等を職員間で共有されたい」

電話対応マニュアルや保健衛生関連マニュアル、法令順守マニュアル等、業務関連のマニュアルは必要に応じて整えられ、「各種マニュアル綴り」へ集約されている一方、養育や支援に関する文書化は経年の課題となっている。日常的な支援方法等は、口頭で伝達したり、各部会議や業務日誌等を利用して共有に努めているが、施設が行っている子どもの養育や生活の支援をする目的等の伝達までには至っていない。職員個別の経験や知識をいかしながらも、生活の営みを子どもに伝えていくた

め、支援の根幹となる手順書作成に取り組み、施設が目指している養育や支援の目的を明確にして職員間で共有するとともに、迷いが生じた際は職員が立ち返り、支援の意味を確認する手段としても活用されたい。

●「さまざまな案件を検討するにあたり、PDCAの業務サイクルを意識して取り組んでいくことが期待される」

施設では、子どもの養育・支援や運営上の課題等について、各種会議や委員会活動等で検討を重ね、具体的な解決策を決定し、職員間で共有を図りながら改善に努めている。一方で、それらの営みが適正であったか等を評価・分析するしくみや、その結果を次年度の事業計画に反映するしくみが十分機能していない状況がうかがえる。今後はさまざまな案件を検討した際に明確となった課題について、改善計画を明確に定めて取り組み、その結果を評価して新たなアクションプランを策定するといった、PDCAの業務サイクルを意識して取り組んでいくことが期待される。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

客観的な評価の受ける中で、前回と比較して向上したこともあります。進まずにいた項目があるため、PDCAサイクルの一環として「アクション（行動）」することの大切さを痛感しました。「C」評価もいくつかいただきましたが、今後、私たちが向かうべき支援の方向性として受け止め、子どもたちの安心・安全な生活を目指して、より良い施設づくりに臨みたいと思います。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> ・基本方針や職員行動指針の浸透を図るために、採用・配属された職員に名刺大のカードを配布して携行し、確認できるようにしている他、朝礼や職員会議で読み上げて共有を図っている。また、ホームページへの基本方針の掲載に加えて、広報誌「こまがたより」でも毎号、基本方針を冒頭に明示し、関係者等へ広く周知している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> ・施設運営に関する重要な案件を検討する場として運営会議が位置づけられており、全国児童養護施設協議会や区の社会福祉活動計画の策定会議等で得た情報を共有する機会を持っている。ただし、十分な分析まで至っていないため、今後は運営会議の議題設定や進行方法を工夫したり、情報によってはプロジェクトチームを立ち上げる等、分析するしくみを構築されたい。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> ・現状分析が十分行われていない一方で、法人の理事会や施設長会議等で検討・決定され		

た事項を職員会議で伝達し、方針に基づいた取り組みを進めている。今年度は社会貢献活動や働き方改革に関する領域で、具体的な改善に着手している。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>・法人として6年間の中期経営政策が立てられており、そのうち2期ずつ区切る形で具体的な経営政策を明確にしている。現在、「新しい社会的養育ビジョン」を受けて、2つ目の地域小規模児童養護施設の開設を見通した動きを予定しており、その実現が期待される。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>・単年度の事業計画については、5項目の事業目標を設定したうえで、それぞれの取り組み内容を「具体的計画」として作成している。ただし、その計画に数値目標や成果等が明示されていないため、今後は意図的に盛り込むことで達成状況を評価できるよう工夫されたい。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>・事業計画の策定にあたっては、秋頃から年末にかけて運営会議のメンバーが中心に現状を把握したうえで、次年度の事業計画案を完成させ、法人本部へ提出している。計画策定に一般職員や子どもの意見が反映されるしくみが導入されていないため、それぞれ時期を定めてアンケートを実施する等により、事業計画への意見の反映を目指されたい。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>・事業計画や収支決算報告を広報誌やホームページに掲載することにより、保護者や関係者等に広く周知を図っている。一方、子どもに事業計画書の概要を伝える機会は用意されていない。今後は、年度初めに施設の年度方針や目標等を子どもにわかりやすい形に加工した文書を作成・掲示する等により、事業計画を伝えていくことが期待される。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント> ・毎月、権利擁護に関する振り返りを各部会議で行っている他、年1回、自己評価を実施してホームページに掲載している。ただし、それらの結果を評価して改善に向けた取り組みを着実に実施するに至っていないため、抽出された改善課題からアクションプランを設定して取り組む等、一連のPDCAの業務サイクルを導入されたい。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
<コメント> ・3年に1回受審する第三者評価の結果について、報告会を開催して職員全体で共有を図っている一方、課題に対する改善計画は策定されていない。今回の第三者評価受審により入手した評価結果報告書はもとより、利用者調査結果や職員自己評価結果から改善課題を数点抽出して改善計画を立て、期間を決めて着実に達成していくことが求められる。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> ・施設長は年度初めの職員会議で方針等を説明している他、事務業務分掌を作成・配布している。また、災害等の有事の際の動きについても消防計画等で明確にしている。さらに、広報誌では、毎号の表紙に挨拶分を掲載して自らの考え等を表明している。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> ・施設運営に関連する法令等を把握するために、施設長は市や児童相談所の会議への出席や各種研修会で情報収集を図っている。また、必要に応じて職員が遵守すべき法令等を職員会議で資料に基づき説明している他、権利擁護の理解に関する振り返りや学びの機会を用意している。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導	b

	力を発揮している。	
<p><コメント></p> <p>・施設長は、他の福祉サービス分野での勤務経験を経て着任しており、児童養護施設に関連する各種研修や勉強会に出席して自己研鑽に努めている。一方で、施設の養育・支援の現状を評価して改善の方向性を示すには至っていないため、今後は、評価するプロセスの整備に指導力を発揮されたい。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>・施設長は、経営の安定化を図るために月次決算表により現状を把握している他、職員が働きやすい環境整備に向けて、毎月の時間外勤務や宿直状況を確認している。なお、時間外勤務となる要因の一つとして支援結果等を記録する時間が勤務時間内に十分とれないことがあるものの、改善に向けた対策が講じられていないため、引き続き検討を行い、改善されたい。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>・人材の採用・確保は法人本部で行われており、欠員が生じた場合に採用活動を展開している。ここ数年、離職者の補充が十分進まない状況がみられている。なお、法人採用のため、施設で受け入れた実習生やボランティアが施設への就職を希望した場合、施設での就労が確約できない状況もみられる。施設や子どもの生活状況を理解した経験者の採用により、安定した支援が可能になる等の利点を考慮して、法人として希望枠の設定をする等、より良い人材の確保が円滑に行われるよう柔軟に取り組まされたい。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>・法人として人材育成方針の冊子が作成されており、年度初めの会議で職員に配布して周知を図っている。また、人事考課制度を導入し、面接シートに基づく職員一人ひとりの目標管理を実施している。さらに、8等級の到達レベルを明示した一覧表の作成等により、職員が目指すべき姿について確認できるように整えている。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>・法人として働き方改革に関する職員アンケートを実施して意向を把握している。また、施設でも今年度から両立支援委員会を設置し、月1回の頻度で仕事と家庭の両立に向けた</p>		

検討を始め、改善箇所の特定制と改善策の提案を予定している。委員会活動の成果を働きやすい職場づくりへ着実に反映していくことが期待される。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>・面接シートに基づき設定される年間目標のうち、4番目に自己啓発に関する枠を用意することにより、職員一人ひとりが身につけたい専門性等を具体化している。年3回の評価面接で学びの意向や進捗状況を把握しつつ、施設側でも外部研修等の案内が届いた際に優先的に派遣する等により、職員が学び続けることができるよう推進している。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>・研修の実施に向けて、これまで研修委員会で検討を図ってきたところ、委員会の整理・統合を図った結果、今年度からリーダー会議に含める形となっている。施設では、研修計画の評価が十分でないことを認識しているため、今後、リーダー会議の中で評価・検証し、見直すしくみを確立されたい。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>・内外研修について、少なくとも職員が年1回以上受講できるように機会を確保している。一方で、スーパービジョン体制が構築されていない状況となっている。施設内で職員の養育・支援の専門性を高めていくために、外部・内部を問わず、スーパーバイザーの役割を明確に定める等、どのような体制で進めていくかの基盤整備に着手されたい。</p>		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>・実習生受け入れマニュアルや指導マニュアルが作成されており、社会福祉士実習等をプログラムに基づき実施している。今年度、実習を担当する職員が変更になったことを受けて、実習指導上の留意点等についてマニュアルの内容にそって伝達する等、しくみが機能している。また、実習担当教員との情報共有や実習報告会に出席することで、学校側との連携を図っている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p>		

・ホームページや広報誌等を通して、施設運営や子どもへの養育・支援に関する内容を広く地域社会に向けて情報提供している。また、自己評価結果についてもホームページに掲載している一方で、その結果に基づく改善計画の明示には至っていない。今後、取りまとめて掲載していくことが期待される。

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
----	--	---

<コメント>
 ・経理規程に基づき、取引等に関するルールを明確に定め、適正な取り扱いを図っている。また、内部監査を定期的実施しており、指摘された事項について対応している。外部監査についても、法人として外部の監査機関に依頼して行われており、透明性の高い経営となるための取り組みを進めている。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果
--	---------

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
----	--------------------------------------	---

<コメント>
 ・子どもが地域の行事や活動に参加できるように、職員が地区委員会や子ども会等に参画しながら、地域住民との良好な関係を保持している。また、地域開放型の行事として、餅つきや感謝祭等を行い、子どもと直接交流する機会を持つ他、施設内のグラウンド等で、日常的に子どもが学校の友人と遊ぶ場面もある等、地域で子どもが育つ環境を提供している。

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
----	--	---

<コメント>
 ・施設では現在、理髪や硬筆、学習ボランティア等を受け入れている。一方で、施設としてボランティア受け入れに関する基本姿勢や活動上の留意事項等を説明し、個別に同意を得る文書等は用意されていない。今後はボランティア受け入れマニュアルを作成して一連のしくみを明確にしていくことが求められる。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
----	--	---

<コメント>
 ・児童相談所との連絡会をはじめ、行政や関係団体等とのネットワークが構築されており、適宜、連携を図っている。また、自立支援担当職員が配置されたことに伴い、市内で子ども対象のステップアップセミナーが開催されることとなり、子どもの参加を促している。さらに、リービングケアやアフターケア、職場体験等を企業の団体等と協働して取り組む等、子どもの養育・支援を展開するにあたり、地域資源を活用している。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>・区の社会福祉協議会が行う地域福祉活動計画の策定に関係しながら、地域の福祉ニーズの把握に取り組んでいる。なお、施設としては、今後、地域ニーズを把握するために、感謝祭等の行事開催時に参加する地域の関係者やボランティア等にアンケートを配布することを検討しているため、直接把握するしくみの確立に向けて取り組まれない。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>・法人内に社会貢献事業推進会を設け、職員が積極的にボランティア活動に取り組むプロジェクトとして、年間1回はボランティアを行うように呼びかけている。また、法人主催の福祉セミナーが年2回開催されており、地域住民や関係者等の参加を得ている。一方で、これらの活動を含めて計画に明示して取り組むに至っていないことを施設では課題認識しているため、事業計画等に盛り込んで進めていくことが望まれる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>・子どもを尊重した養育・支援を実施するために、基本方針や職員倫理綱領の浸透はもとより、全国児童養護施設協議会の倫理綱領の掲示や、権利擁護に関する研修の実施等を行うことで職員への注意喚起を図っている。ただし、実際の養育・支援場面で職員がどのように判断・行動するかを明確にした養育マニュアルは作成されていないため、今後、着手していくことが期待される。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>・子どものプライバシー保護に向けて、施設の虐待防止ガイドライン等に明示して職員間での共通理解を図っている。一方、子どもや保護者に対して、施設でのプライバシー保護に向けた取り組みを十分周知していないことを課題と認識しているため、わかりやすく伝えるために文書を用意して説明する等の取り組みが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a

<p><コメント></p> <p>・前回の第三者評価を受審して以降、子ども版のしおりの作成に着手し、イラスト等を交えて、施設の養育・支援の内容や施設の特性等について理解が進むように取り組んでいる。また、子どもや保護者に情報提供する内容については、適宜、児童相談所や担当の児童福祉司と連携しながら見直しを進め、必要な情報の伝達を図っている。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>・自立支援計画書の内容について、子どもに説明して理解を促すとともに、生活上の約束事についても、文書の掲示等で共通理解を深めている。また、子どもと話し合う機会を持ちながら、納得性を高めるとともに、その内容を報告書にとりまとめて職員間で共有している。なお、子どもや保護者の特性に応じて説明方法を工夫することを施設として課題と認識しているため、今後、配慮事項をルール化する等、取り組まれない。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>・子どもが退所する際、措置変更の際は引き継ぎ文書を用意して移行先の施設へ情報提供している他、退所後は自立支援担当職員を施設との窓口として配置することにより、円滑な対応ができるように整えている。一方、子どもや保護者向けに、退所後の相談方法や担当者、その他相談できる関係機関の窓口等を紹介した文書の作成は行われていないため、今後、整えていくことが期待される。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>・子ども全体の意向を把握する取り組みとして、栄養士による嗜好調査はもとより、各ユニットで子どもと話し合う機会や、学校の登下校の際の分団単位で話し合う場面がある。把握した情報に基づき、個別に対応する取り組みがなされている一方、分析・集計に至っていないことを施設では課題と捉えている。また、全体的な意向を把握するために、子ども会議（自治会）を設けることや、利用者調査を実施する等の案も今回の自己評価で浮上しているため、具体的に着手されたい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>・苦情解決のしくみが確立されており、苦情解決体制を説明したパネルや意見箱の設置に取り組んでいる。意見箱を開ける際は、必ず子どもが立ち会うしくみとし、その内容を職員会議で取り上げて養育・支援の質の向上を図っている。投函されたメモや検討された記録は一括ファイリングされており、適切に保管している。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>・子どもから相談があった場合には、状況によって面会室や図書室等を活用して他者に聞かれない場所で個別に対応している。また、意見箱を各ユニットや共有スペース等、複数の場所に設置して子どもが投函しやすく整えるとともに、寄せられた意見について必ずフィードバックする取り組みが定着しているため、子どもの意見箱についての認知度は高くなっている。実際、意見箱には子どもからの要望や意見等が数多く寄せられている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>・日常の養育・支援場面で子どもから寄せられた意見や要望は、職員間で申し送るとともにケース記録に残して情報を共有し、組織的な対応に努めている。なお、職員によって相談対応方法に差が生じないように標準化を図るための取り組みには至っていない。今後は、苦情・相談対応マニュアルの作成等により、子どもの相談内容が要望なのか苦情なのかを各職員が判断できるようにするとともに、フローチャート図等も盛り込み、それぞれ解決に向けて、より迅速で適切な対応がとれるように整備する他、検証の機会を用意されたい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>・危機管理委員会を設置する等、リスクマネジメント体制を整え、事故が発生した際に、職員がインシデント・アクシデント報告書を作成・提出するしくみを導入している。具体的な事故の内容と改善対策を職員間で共有している一方、集計・分析等が十分なされていないため、今後は、月別や年度別単位で集計を行うことにより、傾向を分析することにより、事故予防・再発防止対策を進めていくことが望まれる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>・感染症予防対策として、手洗いやうがい、吐しゃ物の拭き取り方法等を明確にした業務マニュアルを作成し、職員間で共通理解を図っている。また、看護研修等へ職員を派遣して学ぶ機会を用意している。一方、インフルエンザ等の感染症が蔓延する時期を予測した、定期的な内部研修や勉強会は行われていないため、今後、研修計画等に盛り込み、実施されたい。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>・災害対策として、避難訓練や総合防災訓練等を行っている他、備蓄リストを整備し、非常食を7日分確保している。また、通学中等、子どもが施設にいない時に大規模地震が発</p>		

生することを想定し、地震への心得を配布することにより、子ども自身で判断・行動できるように備えている。なお、BCP（事業継続計画）については、今年度から作成に向けて取り組み始めているため、完成が期待される。

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	c
<p><コメント></p> <p>・業務関連のマニュアルは必要に応じて整えられ、ファイルに綴じ込まれている一方、養育や支援に関する文書化は経年の課題となっており、進捗のない状況が続いている。日常的な支援方法等は、口頭で伝達したり、各部会議での検討や業務日誌等を利用する等、共有に努めている。今後は、養育・支援マニュアルを作成し、施設が目指す支援の目的や根幹を明確にして、子どもの養育や生活を支援する意味を職員へ周知する等、活用されたい。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p><コメント></p> <p>・支援方法等の検討や見直し等は、各部会議で検討している他、業務日誌で情報を共有し、子どもや職員の提案等を反映するよう心がけている。また、年度初めの児童自立支援計画表作成に併せて、1日の流れや日課表、年間行事を示したスケジュール表等の作成及び修正を行っている。なお、現在、養育や支援方法に関するマニュアルは整えられていないため、見直しのしくみは構築されていない。まずは、施設全体で活用するための文書化が期待される。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>・今年度の始めに、本人の意向や施設内の様子、学校の様子、課題、長所・強み等の項目を取り入れたアセスメントシートを作成しており、児童自立支援計画表の作成や見直し時期に併せてアセスメントを実施する等、施設としてのしくみを新たに構築している。また、計画策定では、幼児部や児童部のリーダーが中心となり、担当職員や心理士を含む所属職員が各部会議で、子どもの状況を共有しながら検討を行い、支援目標や内容等を決定している。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>・児童自立支援計画表は、10月に中間評価による振り返りを、年度末の2月及び3月に年度末のまとめとして見直しを、職員が集まる各部会議で実施している。また、子どもに</p>		

<p>は都度、長期目標等や支援内容に対する要望や意向を口頭で聞き取り、支援ニーズと照らし合わせながら計画へ反映している。なお、子どもの状況や環境変化等により、計画を変更する必要が生じた場合は、運営会議で協議や検討を行う等、柔軟に対応するしくみを整えている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p><コメント></p> <p>・日常の様子や変化等は、児童管理ソフトを利用してケース記録に入力し、出勤時に確認するしくみとなっている。また、各部会議の定期的な開催に加え、施設内LANを設置することで、小規模児童養護施設とも情報共有が可能となる等、施設全体で子どもの状況把握に努めている。なお、基本的な記入方法や表現の留意点等を、職員へ口頭で伝達している一方、記入要領等による明確な基準はなく、標準化が必要であると施設も認識しており、統一を図るためにも作成が期待される。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <p>・施設では職員一人ひとりにパソコンを貸与しており、帰宅時にはユニットの職員室に設置されたカギ付きのロッカーに保管する等、取り扱いに留意している。また、法人で策定した個人情報保護規程や、入職時の誓約書等で、情報の守秘義務について説明と確認を行っている。一方、情報漏えいや不正利用防止等の対策は規定されておらず、職員への研修会が実施されていない点等は、引き続きの課題となっており、個人情報保護法の改正が進む現状も鑑み、施設全体で意識を高められたい。</p>		

内容評価基準（25項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
<p><コメント></p> <p>・2015年に施設独自の虐待防止ガイドラインを作成している他、全国社会福祉協議会の「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を年2回定期的に実施して、職員の振り返りを促し、権利擁護に対する意識を高めている。また、各部会議やリーダー会議等で、子どもとのかかわり方や支援方法について、検討する場を設けている。な</p>		

<p>お、適切なかわりを示した規程や対応に関する手順書等の作成がないため、いつでも確認できるよう整備したうえで、職員全体に周知する等、しくみ構築も検討されたい。</p>		
<p>A-1-1 (2) 権利について理解を促す取組</p>		
A②	<p>A-1-1 (2) -① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>・毎年、年度当初に子どもが集まる場を利用して、「暴言・暴力はダメ」と伝達しており、今年度は権利ノートに添付されているハガキの有効期限更新に併せ、使用方法等の説明も行っている。また、権利ノートを活用しながら、個別に話し合いの場を持ち、自他ともに尊重される存在であることを支援の中で伝える等、子どもの権利意識向上を図っている。なお、施設では、年齢に応じた子どもへの伝え方の工夫や、職員の学習会が十分でない等、現状を分析しているため、今後も意図的な取り組みを継続されたい。</p>		
<p>A-1-1 (3) 生い立ちを振り返る取組</p>		
A③	<p>A-1-1 (3) -① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>・生い立ちの伝達は、児童相談所の心理司と連携して、個別の状態や必要性等を考慮した上で実施している。また、権利ノートで子どもの権利を伝えた際に、意向が示された場合や、子どもが自ら尋ねる等、気にかける様子が見られた場合も、都度、相談しながら対応している。記録は担当職員が蓄積しており、子どもと一緒に写真を眺める等、成長記録を振り返ることもある。今後は、自己認識や確立に対する支援をさらに充実するため、子ども自身の生い立ちへの理解の確認方法や、伝達方法等についても検討されたい。</p>		
<p>A-1-1 (4) 被措置児童等虐待の防止等</p>		
A④	<p>A-1-1 (4) -① 子どもに対する不適切なかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	b
<p><コメント></p> <p>・職員行動指針を、ユニットや地域小規模児童養護施設の職員室に掲示して、望まれる職員像を示している。また、権利擁護のためのチェックリストでの振り返りや、虐待防止ガイドラインの作成、就業規則の制定等、適切な支援の提供に向け組織的に取り組んでいる。一方、不適切な支援が疑われる場合の組織的な検証方法や対応方法、通告のしくみ等が明確になっていない点は、以前からの課題であり整備が望まれる。さらに、どのような場面が該当するか、通告方法はどうか等、具体的な周知方法を、子どもの視点で考え、整えられたい。</p>		
<p>A-1-1 (5) 子どもの意向や主体性への配慮</p>		
A⑤	<p>A-1-1 (5) -① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。</p>	b
<p><コメント></p> <p>・施設が所在する地域では、集団（分団）登校を実施しており、分団として登下校時の目標を立てたり、振り返りを行う等、毎週話し合いの場を設けている。また、ユニット毎や</p>		

小学生、中学生等の部門に分かれた話し合いの場を持ち、子どもが主体となってルール等を決定している。なお、子どもの意見を尊重している一方、今回の調査では、子どもと職員からルールの多さや厳しさに対する指摘がみられた。子どもの提案でも、快適な生活や家庭的な生活とは何か、職員が視座を持ち、立ち止まり考えながら支援にあたられたい。

A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア

A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
----	--	---

<コメント>
 ・入所時は、児童相談所から子どもの情報を得たり、必要に応じての関係機関の職員と面会し、状態や留意点を確認する等、生活の継続性に配慮している。また、入所前から関わる職員が迎えられるよう、勤務体制を調整して不安軽減を図っている。2018年度には、生活のイメージを伝えるため、施設の紹介や暮らしの様子等を掲載した生活のしおりを作成している。なお、しおりにはルビがある箇所とない箇所があるため、今後は、記載方法の統一や年齢の低い子どもが読みやすい表記の工夫も検討されたい。

A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
----	--	---

<コメント>
 ・自立支援担当職員の配置や自立訓練室の設置等で、自立支援の体制を整えている他、家庭復帰の可能性がある場合は、地域に出向き関係機関と話し合う等、リービングケアに取り組んでいる。独り立ちの際は、退所時に援助物資配送サービスへ登録し、施設経由で品物を届ける等、訪問の機会を確保して関係性の継続に努め、把握した仕事や生活の様子等は、所児童訪問・連絡記録へ記載して、職員間で情報共有を図っている。なお、施設では、退所者が集う会等があるとよいと考えており、今後の検討と実現が期待される。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本

A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
----	--	---

<コメント>
 ・子どもの日常の様子や変化等は、児童ソフトのケース記録に記載しており、施設内LANを整備して、設全体で共有できるシステムを構築している。また、心理士によるセラピーで子どもの心理状態の把握に努めるとともに、外部研修での学びを通して、職員の知識及び支援技術向上を図り、子どもの気持ちを受け止める支援につなげている。なお、施設独自の利用者アンケート等は実施されていないため、児童自立支援計画表の見直し等に併せ、生活の満足度等を聞き取る機会の創出も検討されたい。

A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	b
----	---	---

<コメント>

・施設では担当職員を配置して、子どもとの関係構築に努めており、日常生活でも気持ちを尊重した支援を心がけている。また、現在、職員数が潤沢とはいえない中、関係機関への外出を利用して個別に話を聞く機会を設けたり、隙間時間を見つけて近くの公園に出かける等、1対1で対応する時間を作ることで、子どもが充足感を得られるよう働きかけている。生活ルールは子どもの気持ちを尊重して決定している一方、生活の場としてふさわしいか等、職員が客観的に判断する意識も持ち、支援に取り組まれない。

A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
----	--	---

<コメント>

・手洗いや歯磨き、掃除、教科書の準備、宿題等、子どもが自らすべき生活動作は、見守りを基本としながら、必要に応じて声かけ等を行い、生活習慣の獲得を促している。また、子どもの作品を市の絵画展へ出展しており、賞を受賞した際は必ず賞状を額に入れて表彰する等、作品を作成した努力を称えることで、子どもの自己肯定感を高める一助としている。なお、職員数の不足に加え、経験や技術による支援力の差を施設も感じているため、養育・支援マニュアル等、支援の根幹を示した手順書の作成が望まれる。

A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
----	------------------------------------	---

<コメント>

・幼児は、施設内保育プログラムを作成する等、個々の状況に応じた養育を展開するとともに、広いテラスに遊具を設置して、天候に左右されず体を動かせる環境を整えている。また、図書館に書籍や漫画、百科事典等を用意し、雨で外出できない日等に開放したり、町内会等の活動情報を得て活用したり、ボランティアの協力を得る等、社会体験や遊びの機会の確保に心がけている。なお、ポータブルゲームの所持は個人で差異が出る等、年齢に応じた玩具や機器の用意が難しい点もあると施設は考えている。

A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
----	--	---

<コメント>

・食材の買い物、個別外出、町内会や子ども会の活動、招待行事への参加等、生活の中で社会と触れ合う機会を活用し、生活する上で役立つ社会ルール等の獲得を促している他、中高生以上では、自立支援を目的としたステップアップセミナーに参加している。なお、近年、利用方法が話題となるSNS（ソーシャルネットワークサービス）に関する学びの場はなく、携帯電話所持も検討段階となっている。今後は、社会的な動向に合わせて、携帯電話やSNSの使用を取り入れる等、年齢に応じた対応も検討されたい。

A-2-(2) 食生活

A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
----	-------------------------------------	---

<コメント>

・調理室で下ごしらえした食材を、ユニットのキッチンで職員が温めや盛り付けを行い、準備の様子を子どもに見せることで、生活体験の一部となるよう心がけている。また、週

末は3食を職員が調理する他、部活動やバイトで帰宅が遅い子どもには、冷蔵庫で冷やしたり、電子レンジで温める等、調理技術や機器類の使用方法を伝えている。献立は、栄養士が栄養バランスを考慮し作成しており、子どもには年2回の嗜好調査を実施し、年齢の低い子どもには写真を添える等、工夫しながら意向を聞き取っている。

A-2-(3) 衣生活

A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
----	---	---

<コメント>

・成長や季節に合った衣類を用意するとともに、購入時は年齢に応じて職員が付き添ったり、子ども自身が出かけて選んだりしており、好きなデザインを自由に身に付け、自己表現できるよう配慮している。また、テーブルマナーや入学式、卒業式等、日常とは異なる場をいかして、ふさわしい服装があることも伝えている。さらに、ボタン付け、繕い物、洗濯物の取り込み、季節に合わせた衣替え等、職員が行う支援を生活モデルとして、生活技術を子どもへ伝達している。

A-2-(4) 住生活

A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
----	--	---

<コメント>

・施設では、毎日実施する清掃箇所や、毎週点検する箇所等を定め、施設内の清潔保持に努めている。また、季節に合わせた冷暖房機器の使用で快適な生活空間の維持を心がけ、美化担当を設置して、修繕が必要な箇所を発見した場合は、都度迅速に対応する等、生活環境の美化や整備に取り組んでいる。所有物は自他と区別して居室等で保管している一方、表記方法が氏名やイニシャルとなっている。今後は、好きなマークやロゴを取り入れる等、氏名の記名がなくとも認識できる管理方法についても検討されたい。

A-2-(5) 健康と安全

A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
----	---	---

<コメント>

・嘱託医が訪問して毎月体重身長測定をしたり、感染症が流行する前には予防接種で感染を防ぐ等、健康管理に努めている。また、必要に応じて通院に付き添い、状況を把握して服薬支援等を行っている、食材アレルギー対応では、冷蔵庫内で食材が混在しないよう、保管場所をわける等、工夫している。市主催の看護研修に毎回栄養士が出席して、施設に戻り研修内容を還元することで、職員の知識向上に取り組んでいる一方、勉強会の開催が難しいため、各部会議等の一部として実施する等、機会の確保を模索されたい。

A-2-(6) 性に関する教育

A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
----	---	---

<p><コメント></p> <p>・性教育委員会が中心となり、幼児及び中学生に対して勉強会を行っており、プライベートゾーンの話や他者との接し方等、テーマを掲げて学んでいる。また、職員を対象に産婦人科医を招いて研修会を設けたことがある他、現在は、先駆的に取り組んでいる施設の研修等を紹介する等、性の知識や伝達方法等を知ること、子どもから質問があった際も、真摯に対応することができるよう取り組んでいる。なお、職員向けの定期的な研修会の実施や、他の年齢の子どもに対する勉強会についても、今後検討されたい。</p>		
<p>A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>・子どもの心身状態は入所時に聞き取り、日常の変化や気になる点はケース記録で情報共有を図り、支援場面で留意している。不適切な行動がみられた場合は、担当職員以外が声をかけて気持ちを聞き取る等、場面を変えることで落ち着きを促し、自身の振り返りや謝罪の引き出し等を働きかけ、解決に導いている。また、小学生が参加するグループワーク等を介して、個別の状況を把握している児童相談所の心理司と連携したり、医療機関等、関係機関と意見交換を重ねるとともに、よりよい支援方法をケース会議等で検討している。</p>		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>・職員の勤務体制を考慮したり、死角を作らない環境を整えることで、子ども同士の暴力やいじめ等が生じないよう配慮している。なお、留意すべき事象が生じた場合は、職員の配置を増員して支援にあたり、個別に話し合いの時間を設けて向き合う等、子どもと職員の信頼関係構築にも努め、注意をする際は否定ではなく、子どもが自身の気づきにつながる言葉かけを心がけている。また、必要な場合は、児童相談所とも情報共有を行い、一時的に子どもの支援内容を変更する等、協力を得ている。</p>		
<p>A-2-(8) 心理的ケア</p>		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>・子どもの個別状況に応じて、施設の心理士が定期的にセラピーを行い、生活場面の支援に携わることで、子どもの心身状態の把握に努めている。心理士が得た情報等は、担当職員と共有しながら、児童自立支援計画や支援等に反映している。また、児童相談所が行うグループワークの時間を利用して、児童相談所の心理司とも情報交換をしたり、振り返りの時間を設けて心理士がスーパービジョンを受ける等、心理職としての支援力向上も図り、心理的ケアの充実につなげている。</p>		
<p>A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等</p>		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a

<p><コメント></p> <p>・子ども一人ひとりに学習機を用意して学習環境を整え、個別に合った学習教材を準備する等、学習習慣の獲得に努めている他、学習ボランティアの協力を得て、子どもの基礎学力の向上にも取り組んでいる。入塾希望の場合は子どもの気持ちを聞き取り、職員が説明会に出向き、塾の様子や通塾の際の安全性等も確認したうえで決定している。また、家庭訪問や懇談会で学校の担任と職員が情報交換を行い、中学校区単位で配置のあるスクールカウンセラーと協働して子どもの状態を把握しており、教育機関との連携も図っている。</p>		
A②	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>・自立支援やアフターケア充実を目的に、自立支援担当職員を配置しており、進路選択の際は子どもの意向を大切にしながら、話し合いを行っている。費用等を考慮し、基本的には公立高校への進学を推奨しながらも、将来の希望が明確にある場合は、私立高校も視野に入れたり、個別の状況に合わせて通信制高校も考える等、柔軟に対応している。奨学金や助成金、進路先等の情報は、自立支援事業関係文書綴のファイルに綴じ込み活用している一方、情報がさらに増加した際は、部門にわけた集約方法も有効と思われる。</p>		
A③	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>・施設において職場実習等の用意は難しく、学校実施の職場体験を利用しており、実習後は体験を子どもと振り返り、働くことや社会、生活等について話し合っている。また、行政や企業等が参画する協力団体や、市内の関係機関が構成するサポート機関の活動も活用しながら、多様な社会経験ができるよう取り組んでいる。さらに、学業の状況も勘案しつつ、退所を見据えてアルバイトも奨励している他、自立支援のセミナー参加を推奨して、子どもが希望する講座に申し込む等、自立に必要な学びや準備につなげている。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A④	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>・家庭支援専門相談員や担当職員等が中心となって、児童相談所とも連携を図りながら保護者との信頼関係構築に努めている一方、積極的な相談支援は難しく、児童相談所が主になって対応しており、施設の職員も同席して状況把握や情報共有を行っている。また、学校行事のお知らせを周知して、保護者の参加を促すとともに、自宅への一時帰省や外出等で、子どもと保護者との関係作りを働きかけている。施設に帰宅した際は、自宅での様子を聞いたり、子どもの表情や言動等に注意を向けることで、変化がないか留意している。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A⑤	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>・親子関係に関する支援の方向性は、児童相談所の家庭復帰支援員と密に連携しており、</p>		

家庭復帰が可能な環境があるか等、家庭支援専門相談員がケース連絡会に参加し、検討を重ねて決定している。また、家庭復帰訓練の日程は、児童相談所が書面で家庭の状況確認を行い、2泊から2週間程度の期間を設けて実施している。なお、支援方針はケース記録等で周知し、施設全体で共有して取り組んでいる一方、積極的な保護者への相談支援等は難しいため、家庭復帰や親子関係再構築に特化した児童相談所の職員が主となって対応している。